

次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 骨子案

第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

第 2 節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第 2 章 県行動計画の作成と感染症危機対応

第 1 節 県行動計画の作成

第 2 節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

第 3 節 県行動計画改定の目的

第 2 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第 3 節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

第 4 節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(1) 平時の備えの整理や拡充

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

(3) 基本的人権の尊重

(4) 危機管理としての特措法の性格

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

(7) 感染症危機下の災害対応

(8) 記録の作成や保存

第 5 節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

(2) 県の役割

(3) 市町の役割

(4) 医療機関の役割

(5) 指定（地方）公共機関の役割

(6) 登録事業者

(7) 一般の事業者

(8) 県民

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 県行動計画における対策項目等

(1) 県行動計画の主な対策項目

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 県行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

(5) 市町行動計画等

(6) 指定（地方）公共機関業務計画

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 県民生活および県民経済の安定の確保

※各章ともに以下の構成

第1節 準備期

(1) 目的

(2) 所要の対応

第2節 初動期

(1) 目的

(2) 所要の対応

第3節 対応期

(1) 目的

(2) 所要の対応

次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 見直しのポイント

- 政府行動計画の改定内容を受け、記載内容の充実や構成の見直しを行う。
- 記載にあたっては、政府行動計画や三重県感染症予防計画（三重県医療計画）等との整合や新型コロナウイルス感染症対策として実施した県の取り組みを勘案する。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

見直しのポイント

○第2節

- ・特措法の改正をふまえ、本計画の対象とする感染症を見直し。

【現行計画】

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

【改定後】

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 県行動計画の作成

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

第3節 県行動計画改定の目的

見直しのポイント

○第2節

- ・本県が実施した新型コロナウイルス感染症対策をサマリーとして記載。

(記載例)

2019（令和元）年12月末、中国武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020（令和2）年1月30日に県内1例目となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。

同月29日には全庁が一体となって新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ強力で推進するために、知事を本部長とする県対策本部（三重県新型コロナウイルス感染症対策本部）を設置したほか、専門家会議として「三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会」を開催した（その後「三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置。）

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- (1) 有事のシナリオの考え方
- (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- (1) 平時の備えの整理や拡充
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え
- (3) 基本的人権の尊重
- (4) 危機管理としての特措法の性格
- (5) 関係機関相互の連携協力の確保
- (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- (7) 感染症危機下の災害対応
- (8) 記録の作成や保存

第5節 対策推進のための役割分担

- (1) 国の役割
- (2) 県の役割
- (3) 市町の役割
- (4) 医療機関の役割
- (5) 指定（地方）公共機関の役割
- (6) 登録事業者
- (7) 一般の事業者
- (8) 県民

見直しのポイント

○第2節

- ・初動期および対応期の対応について、「みえコロナガード（MCG）」をふまえた県の取組方針を記載。

記載例（新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方）

また、本県における対処方針のうち、特に重点的に取組む内容については、新型コロナウイルス感染症対応における「みえコロナガード（MCG）」をふまえ、感染状況や病原体の性状等に応じてとりまとめを行い、県民に分かりやすく周知を行う

こととする。

○第3節

- ・新興感染症の発生段階について、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることもふまえたうえで構成を見直す。具体的には、準備期（予防や準備等事前準備の部分）、初動期（新型インフルエンザ等の発生～感染症法への位置づけ～基本的対処方針の策定まで）および対応期（初動期以降）へと大きく分けた構成に見直し。さらに、対応期をワクチンや治療薬の開発状況等に応じて4段階に区分。

○第4節

- ・「平時の備えの整理や拡充」、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え」、「高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応」、「感染症危機下の災害対応」について新たに記載。

記載例（平時の備えの整理や拡充）

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

記載例（感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え）

対策に当たっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により県民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、医療提供体制と生活および社会経済への影響をふまえた感染拡大防止措置等の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行い、県民の生命および健康の保護と県民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

記載例（高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応）

感染症危機における、高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

記載例（感染症危機下の災害対応）

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は、国や市町と連携し、発生地域における状況を適切に把握する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 県行動計画における対策項目等

- (1) 県行動計画の主な対策項目
- (2) 対策項目ごとの基本理念と目標
- (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

見直しのポイント

○第1節

- ・ 県行動計画における主な対策項目を拡充。

実施体制／情報収集・分析／サーベイランス／情報提供・共有、リスクコミュニケーション／水際対策／まん延防止／ワクチン／医療／治療薬・治療法／検査／保健／物資／県民生活および県民経済の安定の確保

- ・ 複数の対策項目に共通して考慮すべき事項として、以下の横断的視点を追記

人材育成／国や市町との連携／DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進／研究開発への支援／国際的な連携

第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 県行動計画等の実効性確保

- (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持
- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し
- (5) 市町行動計画等
- (6) 指定（地方）公共機関業務計画

見直しのポイント

○第1節

- ・ 県行動計画の実効性を確保するための取組について新たに記載。
- ・ 政府行動計画における対応をふまえ、おおむね6年ごとの改定について、必要な検討を行う旨を追記。

記載例（EBPMの考え方に基づく政策の推進）

感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えに当たっての対

応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

記載例（新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持）

新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

記載例（多様な主体の参画による実践的な訓練の実施）

県は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

記載例（定期的なフォローアップと必要な見直し）

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、三重県感染症予防計画や三重県医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等もふまえ、おおむね6年ごとに本計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

記載例（市町行動計画等）

本計画の改定をふまえ、市町における新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、市町においても行動計画の見直しを行う。

記載例（指定（地方）公共機関業務計画）

指定（地方）公共機関においても、新型コロナウイルス感染症への対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 県民生活および県民経済の安定の確保

※各章ともに以下の構成

第1節 準備期

(1) 目的

(2) 所要の対応

第2節 初動期

(1) 目的

(2) 所要の対応

第3節 対応期

(1) 目的

(2) 所要の対応

見直しのポイント

・対策項目ごとの章立てへと改め、それぞれの対策項目ごとに発生段階に応じた取り組み内容を記載。(現行計画では、発生段階(5段階)ごとに章立て)

主な記載内容（案）

第1章 実施体制

準備期	あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。
初動期	準備期における検討等に基づき、必要に応じて関係会議を開催し、県および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。
対応期	感染症危機の状況並びに県民生活および経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

第2章 情報収集・分析

準備期	平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。
初動期	早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。
対応期	感染拡大の防止を目的に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることもふまえながら、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析およびリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

第3章 サーベイランス

準備期	平時から、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報を収集することにより、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
-----	---

初動期	感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
対応期	強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	県民等が、科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の向上を図る。
初動期	県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等をふまえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。
対応期	県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等をふまえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

第5章 水際対策

準備期	水際対策に係る体制整備や研修および訓練を通じ、水際対策の実施に必要な体制の整備に参画する。
初動期	必要に応じて検疫所が実施する水際対策に協力し、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。
対応期	必要に応じて検疫所が実施する水際対策に協力し、新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。また、時宜に応じ適切かつ柔軟に

	強化または緩和される水際対策に協力する。
--	----------------------

第6章 まん延防止

準備期	有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。
初動期	県内におけるまん延に備え、まん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう必要な準備等を行う。
対応期	新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の健康や命を守る。

第7章 ワクチン

準備期	ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するために、国や都道府県、市町のほか、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。
初動期	国から情報提供される実施方法等をふまえ、関係機関とともに接種体制等の必要な準備を行う。
対応期	あらかじめ計画した供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を行う。

第8章 医療

準備期	予防計画および医療計画に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制および通常医療の提供体制の確保を行う。また、医療機関等の関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。
初動期	県は、国から提供された感染症に係る情報や医療提供体制の確保に係る要請を基に、保健所および医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。また、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、県内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

対応期	病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者およびその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。
-----	--

第9章 治療薬・治療法

準備期	新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。
初動期	国およびJIHSが診療指針等で示した治療薬や治療法を使用できるよう、医療機関等に情報提供・共有を行う。
対応期	治療薬の供給状況の把握や適正な配分を促進するほか、適切な情報提供を行う。

第10章 検査

準備期	新型インフルエンザ等発生時に向けた検査体制の整備や必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認する。
初動期	JIHSによる検査試薬等の配布にあわせ、速やかに検査体制を立ち上げる。適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人および社会への影響を最小限にとどめる。
対応期	必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、県内における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化をふまえた対応を行う。

第11章 保健

準備期	感染症発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を把握する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、外部人材を含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な資機材の整備・備蓄等を行うことにより、有事にお
-----	--

	いて保健所、地方衛生研究所等がその機能を果たすことができるようにする。
初動期	発生国等からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを速やかに整備するなど、保健所および地方衛生研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。
対応期	保健所および地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命および健康を守る。

第 12 章 物資

準備期	感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。
初動期	感染症対策物資等の需給状況の確認等を行うことにより、必要な感染症対策物資等を確保する。
対応期	初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を行う。

第 13 章 県民生活および県民経済の安定の確保

準備期	事業者および県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活および社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等、必要な準備を行う。
初動期	新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活および社会経済活動の安定を確保する。
対応期	準備期での対応を基に、県民生活および社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を行う。